

令和5年度 第4回（第17回） 鎌倉市市民活動推進委員会 議事録概要版

- 日時 令和6年（2024年）1月23日（火） 18:00～20:30
- 場所 鎌倉市役所 第六分庁舎 602会議室
- 出席委員 原田委員長、土屋副委員長、東樹委員、曾根委員、中井委員、水澤委員、山口委員、加茂委員（以上委員8名出席）
- 事務局 市民防災部：瀧澤次長、本多、小池
- 傍聴者 なし

【議題】

- 1 つながる鎌倉エール事業の見直し（要綱、新コース名称）
各テーマについて事務局から説明の後、議論。

<基金をスタートアップコースに充当することについて>

- ✚ 基金が枯渇した場合は一般財源の担保はあるのか。
→(事務局)市の重点事業として位置付けて予算要求は行っていくが、確実に予算が付くと断言はできない。
- ✚ 基金の歳入状況の推移は。
→(事務局)まだ基金を使った事業は行っていないが、毎年増加傾向にある。
- ✚ 令和5年度は基金をスタートアップコースに充当することは無いのか。
→(事務局)ない。充当は令和6年度からになる。

<新要綱（案）>

- ✚ 第5号様式などの選考結果通知書について、決定区分の「理由」欄は大きくなるか。
→(事務局)記載内容に応じて記載欄も増やす。
- ✚ 協働コースの審査選考基準の星印の脚注について、「3年間」とあるのは「最長3年間」とせず問題ないか。
→(事務局)そのように修正したい。
- ✚ 審査選考基準について、協働コースのみ「※印の各項目の平均点が3点以上」とされているが、他のコースに「※印の項目」が無いのはなぜか。
→(事務局)協働コースは、活動初期の支援や幅広い支援といった他の2コースの趣旨とは違い、行政と実施する公益性の高い事業を求めていることから、このような項目を設けている。したがって、他の2コースには「※印の項目」を設けていない。
改正前の審査選考基準についても同様に、合計点の60%となる24点(平均点の合計)以上という項目を設けていたが、改正後の審査選考基準の合計点が50点になることから、その60%となる30点(平均点の合計)としている。

<新コース名称の決定> 名称は「〇〇コース」の記載となる。「〇〇」の部分の検討。

- ✚ 前回の委員会では、⑩の「課題解決促進」や、⑪「市民自治推進」といった趣旨に基づき設置するコースであると認識を共有し、議論していったところ。⑩は全てのコースに当てはまってし

まうか。

- ✦ 市民自治の視点からすると、様々な団体が活発化し、地域のコミュニティが豊かになるという意味で⑥の「地域活性化」は良い。
- ✦ ⑥に付け足す形で、「地域コミュニティ活性化」とすると、より実態に近いが、名称が長いと感じられるか。
- ✦ 制度設立の趣旨から⑩も良いが、「自治」という言葉を使用したとき、団体は自らの活動に結び付けられない可能性があるだろう。自らの団体を支援してくれる制度であると明確に示すため、「市民活動支援」という言葉はいかがか。
- ✦ 市民活動の担い手が高齢化している現状を踏まえ、今後は若年層の活動を支援し、若年層の団の目を引くような名称として⑤の「市民エンパワメント」はいかがか。
- ✦ 市民活動団体には、自らの活動を社会貢献や地域課題の解決という理念まで達していないものもあるだろうが、この制度は社会貢献や地域課題の解決を行う団体をサポートしていくものであることがタイトルで分かると良い。⑥はその点で、地域を活性化していくための活動を支援するという制度であると分かるので良い。
- ✦ 新コース要綱案の事業の要件には、「地域内の相互協力による活動や連帯を促進させる性質を有した事業」であることを踏まえると、⑥を基調としつつ、⑧にある「連携」といった言葉を組み込んで一つの名称とするのはいかがか。
- ✦ 「連携」という言葉も良いが、「協働」と混同してしまう恐れがある。協働コースとの差別化は必要である。
- ✦ 自らの活動をベースに検討すると⑧の「地域連携」が軸になるが、⑥も良い。いずれにしろ言葉は短い方が覚えやすい。
- ✦ この委員会で名称の結論がでないため、この議論を軸に委員長と事務局で検討を行うことで終了した。

◇ 結論

委員長との協議の結果、新コース名称は以下の理由から「地域活性化コース」で決定した。

- ①議論の中で「地域活性化」の趣旨が委員同士で共有できていたこと。
- ②「コミュニティ」という言葉は、「地域」と意味が重複することや、端的に覚えやすい名称とするため、加えない。
- ③「連携」という言葉は、協働コースとの差別化を明確にするため、加えない。
- ④新コースに求められる公益性の度合いは、事業の実施地域がある程度限定されていたとしても、市民活動・市民自治を推進していくとする新コースの設置趣旨に鑑みて、必ずしも協働コースほどの厳密な公益性(審査選考基準の厳密さ)が求められるとは言えないことから、「地域活性化」という言葉を使うことに問題はないこと。

<令和6年度推進委員会、つながる鎌倉エール事業全体スケジュール概要>

事務局から来年度の委員の動きについて概要を説明。

質疑なし。

2 報告事項 重点施策の進捗状況

事務局から、令和5年度の重点施策の進捗状況の報告及び市民協働研修（若手、管理職・係長）の報告の後、議論。

- ✦ 重点施策の進捗について、NPO センターのレイアウトの見直しとある。団体の若返りを図るためにも、交流スペースの有効活用は大事な手段であると思うが、この検討が進んでいないというのは何故か。
→(事務局)指定管理業務として実施する内容となっており、令和4年度及び令和5年度上半期も市から指摘している内容であるが、まだ進捗がないのが現状である。
- ✦ 市民活動に参加する若年層を増やすために、若年層の団体が自由に使える施設を設けることを長期的な視点で検討すべき。
- ✦ 市民協働研修のアンケートで、「協働を実施するにあたり課題になることは何ですか」という設問に対し、若手、管理職双方で、「相手方(市民団体)に市の立場(市としての事業目的、手続き、ルールなど)を理解してもらうことが難しい」と回答している割合が最も多いことについて、例えばどのようなことを想定しているのか、市民活動団体としてあまり理解できない。
→(事務局)例として、団体と行政の機動力の差ということが考えられる。団体としてはすぐに対応できることでも、行政としては公平性や公正性、透明性を考慮し、どうしても慎重にならざるを得ない場面もあるため、このようなアンケート結果となったと考えられる。
市役所内の職員に対しては、我々地域のつながり課がメンターとして団体と担当課の翻訳の役割を果たすことが必要となる。
- ✦ 若手職員に対する研修は、今後10年、20年実務をこなしていく中で、いずれは管理職の協働に対する意識の醸成につながるものである。このアンケート結果を分析し、庁内で共有するように努めていただきたい。
- ✦ 協働は二項対立の関係に陥る傾向がある。お互いが同じ目的意識を持つことが重要である。
- ✦ 管理職の研修の講師を務めた感想として、管理職・係長の職員の方々が問題意識を持っており、理解に努めているように感じた。

3 「市民活動と協働を推進するための指針」の見直し

事務局から説明の後、議論

- ✦ 企業経営における中期経営計画では、計画を作った後に着手しないという例が多い。したがって、指針を計画として位置付けるにしてもPDCAのサイクルは必須である。
- ✦ 新型コロナウイルスが社会情勢を変化させている。これまでの指針のまま進めることは無理があるため、仕切り直す必要がある。
- ✦ コロナ禍以前は想定されていなかったオンラインの取組やAIを活用した支援等、新たな需要に馴染む計画にしていく必要がある。市民活動支援策も、従来の方策を引き継ぐだけで良いのか、市民活動センターの機能が場所貸しだけで良いのかと言えば、それは変化している。中間支援の在り方も変化していると思われるので、そうした内容を反映させることは重要である。
- ✦ 指針を計画として位置付けることで、これまで積み重ねてきた検討を消えない形で将来につなぐこともできるだろう。
- ✦ 市職員への市民協働研修のアンケートを見ると、団体と行政の意思疎通が図れていないと感じた。市民活動センターが仲介役として団体と行政の対話の機会を作ることができると良い。

- ✦ コロナ禍を経て、対面の重要性和非対面の伴走も可能であることが分かってきた。指針を作成した当時は考慮されていなかった内容は、次の検討で追加していくべきだろう。
- ✦ 指針を作成した当時と現在の状況は大きく変わっている。徹底したニーズ調査が必要である。需要と供給のズレが生じないようにしなければならない。
- ✦ 指針を計画として位置付ける見直しに賛成する。コロナ禍を経て、オンラインと対面を併用した支援が有効であると分かってきた。それぞれの利点を生かして活用しなければならない。
- ✦ 指針を作成した経緯としては、つながる鎌倉条例の施策を具体化するという趣旨であった。条例は改正に大きな労力がかかるが、指針は必要に応じた改正が容易であることから、当時指針として整備することを重視したと記憶している。
- ✦ コロナ禍を経て社会情勢は一変したため、指針の見直しは必須であると考え。これまでの指針から計画へと見直すことについて、鎌倉市の総合計画等との関係をどのように位置付けるか、なにか検討はされているか。具体的な計画になったとしても、総合計画等との関連付けが曖昧である場合、予算要求も軽んじられてしまうのではないかと憂慮する。
→(事務局)現在、企画課にて総合計画の見直しが行われている。令和8年度からの総合計画となるため、企画課とも調整を行い、総合計画の中でも明確な位置付けとしていきたい。
- ✦ キャッチフレーズやプロジェクト名があると親しみやすいだろう。また、検討時においては、つながる鎌倉条例の検討時と同様に、市議会議員を交え、市民の代表と一緒に議論することも効果的であろう。
- ✦ 計画を作るまでの過程も重要である。
- ✦ 計画にすることのメリットとデメリットの検証は必要である。また、これまでの指針の実績の検証方法の検討もしなければならない。
- ✦ 資料3-3-(5)-ア「市民参画機会の提供」とある部分について、これからは「公共サービスへの参画機会の促進」という視点も重要である。委託ガイドラインの話にもつながるが、地元で活動している市民活動団体が行政の委託等を受注できるような支援の方策が重要となる。
- ✦ 市民活動団体の法人格の形態は、NPOだけでなく、一般社団法人や労働者協働組合等様々である。それぞれの特性に応じたサポートや、ネットワークを意識した支援方針となると良い。

◇ 結論

- ✦ 指針の更新に合わせ、行政計画に格上げする方針の認識を共有し、了承を得た。
- ✦ 市民活動推進委員会での議論を中心として、今後計画を作成していく。

4 委託ガイドライン代替策の具体的な取組への着手に向けて

事務局から説明の後、議論

- ✚ 職員の意識改革の部分について、市民活動団体が発注先の候補として挙がるためには、その発想が業務の一部となり、ルーティン化されていることが重要である。自然と市民活動団体が委託先の候補となるような啓発が必要である。
- ✚ 市民活動団体に対しての委託によって、通常の民間企業への委託よりも効果の高い事例はあると思う。そうした事例を整理し、宣伝していくことが必要である。
- ✚ 実際に市民活動団体を相手方にした随意契約を行った担当課に、どの様な根拠で委託したかといった事例をインタビューし、それを公開するのも手段の一つかもしれない。
- ✚ 過去に行政からの委託を受けた団体のリスト等の作成と公開は効果的な手段の一つである。
- ✚ 中間支援組織による市民活動団体の信用保証・お墨付きのような制度があると行政としては安心できるだろうか。
- ✚ 信用保証を言い換えるなら、伴走支援ということになるだろう。行政からの委託の場合、契約書や事業計画書、報告書といった多くの書類の提出が求められることになる。その作成の支援といった意味での保証が良いだろう。
- ✚ 行政からの委託を経験した団体が、これから受けようとしている団体のメンターとしてつながりが生まれると良い。
- ✚ 行政からの委託の経験別にランク付けができると分かりやすいかもしれない。
- ✚ 横浜市の「横浜型地域貢献企業」の例のような認証制度は明確である。
- ✚ 団体と行政のそれぞれのニーズについて、お互いが情報共有できるような場があると、相互理解が深まるだけでなく、双方の顔が見えることによる安心感が生まれ、委託の可能性も広がるかもしれない。
- ✚ 過去に、三重県四日市で、行政の職員と団体の意見交換の場を指定管理業務の中で実施していた事例があった。これはイギリスの中間支援の仕組みを取り入れたもので、そこに参加する構成団体は予め自身の属する活動のグループからの意見を吸い上げ、代弁するといった民主的な手法であった。指定管理の仕様書で設けることは費用的にも難しいかもしれないが。
- ✚ 職員と団体を繋ぐコーディネーターが重要となる。これを担える中間支援組織である必要がある。これからの中間支援に求められるのは、部屋の管理ではなく、中間支援を行う人の資質である。
- ✚ 委託ガイドラインの取組を進めるためには、具体的な数値目標を設定することが効果的であり、市民活動団体への委託の件数等を目標に掲げることも考えられるが、達成・未達成による賞罰制度が無ければ実効性は無いかもしれない。行政の場合、直接的に人事評価に結び付けることは難しいかもしれないが、表彰制度等は検討してもいいかもしれない。
- ✚ 職員が新たなことにチャレンジできる体制を整備することも重要な要素となる。

5 その他

- 事務局から、来年度の市民活動推進委員会のスケジュール概要を説明。
- 原田委員長から、在外研究のため令和6年度は委員会から離れることのご報告。